

[資料編]

資料 1-(1)-① 既存盛土等の安全対策に係る取組に対する意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	<p>盛土の抽出作業について、地方整備局から、現在県で使用しているデータより古い時代のもので抽出作業を行うよう言われたこともあるが、当県で利用可能な古いデータは、地域によって年代や精度にバラつきがあるため、県内の盛土を網羅的に抽出することができない。(県)</p> <p>国土地理院において古い年代の地図データの整備を進め、提供してほしい。(2県1市)</p>
2	<p>既存盛土等分布調査により把握した既存盛土等について、今後、他法令における許可情報や対応経過等の照合・確認を行い、個別に盛土情報を把握していくことになるが、市庁内の関係法令担当部局ごとにデータの管理状況が異なる上、県の関係法令担当部局との調整も必要になり、大変な作業になることが想定される。(市)</p> <p>※ 当該市が属する県における関係法令担当部局(砂防法)では、盛土の位置情報の照会が県内の市町村からあったとしても、盛土の観点から情報整理していないため、特定することが困難との意見あり。(県)</p>
3	<p>安全対策工事は、原則、土地所有者が実施することとなっている。制度上は、相手方が指導に応じない場合は、ためらうことなく行政代執行を実施することとなっているが、緊急的に行政代執行が必要となった場合、手続面で時間を要する可能性がある。そのような場合に適切に対応することができるよう、事前に国費活用のための手続フローなどを示してほしい。(県)</p>
4	<p>盛土規制法により、土地の所有者等はその土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならないとされているものの、「故意に不法・危険盛土等を施工した場合」と「大雨など災害で盛土等が崩壊した場合」で対応を分けてはどうか。例えば、後者の場合は災害復旧工事のように公費で対応するなどしてはどうか。(県)</p>
5	<p>組織体制上、経過観察を実施することが困難になってくる。盛土規制法では、既存盛土等調査は都道府県が実施することになっているが、対象となる盛土等が膨大になれば都道府県だけで対応するのは難しいため、市町村の役割も明確にしてほしい。また、外注(委託)する場合の財政支援の拡大とともに予算措置を願いたい。(県)</p>
6	<p>令和5年度以降、1年に1回の経過観察については、外部の専門業者への委託費用のうち、3分の1は国庫補助(宅地耐震化推進事業)を活用し、残り3分の2は市の予算を充てている。今後は、5年に1回の経過観察についても外部の専門業者に委託したいと考えているが、1年に1回の経過観察のみの場合と比較して、経過観察の対象数の増加に伴い、外部の専門業者への委託費用が更に高額になることが想定されることから、国は、今後も国庫補助を継続・拡大してほしい。(市)</p>
7	<p>不法・危険盛土等ガイドラインでは、不法・危険盛土等の監視・発見の取組として関係団体との連携について紹介されており、一部都道府県等では、パトロールの実施に当たり、運送事業者との協定を締結している状況もみられる。今後、民間団体との協定締結を検討しているが、国と運送会社本社との協定の締結や既に締結した協定の例の紹介など、都道府県等と関係団体が連携しやすい環境を構築してほしい。(市)</p>

(注) 当省の調査結果による。

資料2-(1)-① 盛土規制法における規制対象行為と必要な手続

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	-	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	土石の堆積	-	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	-	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	-	許可対象すべて	許可対象すべて

(注) 国土交通省作成のパンフレットから引用。なお、各都道府県等の盛土等条例により、規制対象規模が異なる場合がある。

資料 2-(1)-② 盛土規制法に基づく許可手続に対する意見・要望（技術面）

No.	意見・要望の概要
1	<p>許可審査等における国の支援も行われているが、当該申請があるごとに、市でそのための審査事務支援の予算確保が難しい状況があるため、建築確認申請における構造計算適合性判定のような第三者機関による審査制度等の検討もお願いしたい。（市）</p>
2	<p>許可等に係る技術的基準について、高度な専門性を要するため県による審査に多大な時間を要している。</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 34 条、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条の各規定による認定制度等においては、その技術審査において、所管行政庁へ申請書を提出する前に、事前に民間評価機関による評価を受けたものについては、専門高度な判断を含め、所管行政庁による技術審査が簡略化されるなどの運用がなされており、申請者側の利便性の向上等が図られている。盛土規制法においても、同様に外部委託による技術審査や検査等を含めた措置を講じていただきたい。（県）</p>
3	<p>「盛土等防災マニュアル」及び「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」では、溪流等において高さ 15m 超で盛土量 5 万³m³超の大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元解析により多角的に検証を行うこと、三次元解析結果について、許可権者は専門家に諮ることが望ましいとされている。</p> <p>また、国から示されている見解では、この三次元解析については、「地質」や「土質及び基礎」の分野について知見を有する専門家に諮ること、国において地盤工学会等とも連携し、適切に都道府県等へ助言を行うこととされており、該当する案件の相談があれば、国に情報提供を行うこととされている。</p> <p>さらに、令和 6 年 6 月に開催された説明会では、許可申請の審査支援に関する取組として、三次元解析等による盛土安全性検討などの高度技術案件に対する審査支援の説明があり、一般社団法人地盤品質判定士会の活用が紹介されている。</p> <p>しかし、この支援を活用するためには、各地方公共団体が個々に当該会と協定を締結し契約する必要があるとあり、事務が繁雑である。また、審査の支援を依頼するためには、相当額の費用を要することとなるが、いつ申請の相談があるか分からない案件に対して地方公共団体において予算措置を行うことや、予算が不足する場合は補正予算で対応する必要があることなど、地方公共団体の負担は大きい。</p> <p>そのため、当該会との契約は国が行い、依頼時に要する費用は国から一括支払っていただくか、又は申請者負担とする制度改正を行ってほしい。（2 県 1 市）</p>
4	<p>「盛土等防災マニュアル」において、「溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。」とあるが、中でも溪流等で 15m を超える盛土については、原則禁止とする旨を明文化する、あるいは、技術基準を更に引き上げ、溪流等で 15m を超える盛土の抑止効果を高めてほしい。</p> <p>また、三次元解析の要否の判断を明確にしてほしい（技術的助言ではなく、技術基準と位置付けてほしい。）。</p> <p>（理由）</p>

- ・ 溪流等で高さ 15mを超える盛土を行う場合、安定計算や、周辺住民に対して説明会の開催を義務付けるなど、事実上盛土ができないよう技術基準を高く設定したと思われるが、実際には溪流等で 15mを超える盛土を計画している事業者が散見されている。
- ・ 高額な三次元解析に難色を示す相談者が大半であり、5万m³を超えることのみで判断してよいものか、一方、二次元解析の方が適当な場合があるとも示されており、要否の判断について明確な根拠を示すことができない。

安定計算の義務付けは安全性を向上させる有効な手段であると思われる一方で審査をする行政庁の負担を大きくしている側面がある（当県では、溪流等で 15mを超える盛土の審査を一般社団法人地盤品質判定士会に業務委託する予定であるが、委託費用も高額である。）。（県）

（注）当省の調査結果による。

資料 2-(1)-③ 盛土規制法に基づく許可手続に対する意見・要望（運用面）

No.	意見・要望の概要
1	住宅等を目的とした宅地造成と山林部における造成とでは、行為の目的も土地利用の方法等も異なるため、一体的な法律で規制していくことを県組織としても困難に感じている。（県）
2	非常災害時の応急措置で手続不要なものは、国・地方公共団体や一部の法人が行う工事に限定されているが、非常災害時は盛土規制法の許可手続時間の確保が困難であることから、許可不要の対象工事を拡大できないか検討してほしい。（県）

（注）当省の調査結果による。